

社会福祉法人川尻かがやき 役員等の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川尻かがやき（以下「この法人」という。）定款第10条第1項第3号の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等にはその勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 報酬
- (2) 旅費

(報酬等の額の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、区分1、2及び4については、従事する時間が、2時間未満の場合は、その5割とする。

	区 分 (日額)	評議員	理事長	理 事	監 事
1	評議員会への出席	10,000 円	12,000 円	10,000 円	10,000 円
2	理事会への出席	10,000 円	12,000 円	10,000 円	10,000 円
3	監事監査等への出席	10,000 円	12,000 円	10,000 円	20,000 円
4	その他法人施設業務	8,000 円	10,000 円	8,000 円	8,000 円

2 旅費については、旅費規程に定める額とする。

(当該法人職員給与との併給)

第4条 当該法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次のとおりとする。

- (1) 報酬 業務に就いた日を起算日として1週間以内。
- (2) 旅費 旅費規程に準じた日

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行し、平成29年4月1日に遡って適用する。